

## 三原市水道部建設工事条件付一般競争入札公告の基本事項

(令和元年6月3日 水道部管理課)

三原市水道部が実施する条件付一般競争入札は、原則として広島県及び県内市町が共同利用する電子入札システム上で執行します。このシステムの導入については、次のサイトを参照してください。

サイトアドレス：<https://chotatsu.pref.hiroshima.lg.jp/index.html>

### I 入札参加資格について

- 1 条件付一般競争入札に参加しようとする者は、次に掲げる条件を全て満たしていなければなりません。
  - (1) 対象工事に係る業種について、三原市建設業者選定審査会規程（平成17年訓令第41号）に基づく入札参加資格の審査を受けて、公告日に三原市建設工事入札参加資格者として登録されている者で、かつ、審査時における対象工種の業種に係る経営事項審査の総合評点が指定した数値である者又は等級格付けが指定した格付けである者
  - (2) 対象工事の公告日から落札決定日までの間のいずれの日においても、三原市建設業者等指名除外要綱（平成17年要綱第204号）に基づく指名除外又は広島県の指名除外を受けていない者
  - (3) 対象工事の公告日から落札決定日までの間のいずれの日においても、建設業法（昭和24年法律第100号。以下「法」という。）第28条第3項又は第5項の規定による営業停止を受けていない者
  - (4) 対象工事の公告日から落札決定日までの間のいずれの日においても、次に掲げる者が市税を滞納していないこと。
    - ア 個人の場合 その代表者
    - イ 法人の場合 法人及びその代表者
  - (5) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者
  - (6) 対象工事に係る設計業務等の受託者でない者又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連がない者
  - (7) 対象工事に係る業種について、法第3条第1項の規定による建設業の許可を受けた本店（建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）第6条に定める主たる営業所をいう。以下同じ。）を三原市内に有する者。ただし、管理者が必要と認める場合は、本店又は支店等を市内又は市外に有する者
  - (8) 予定価格（税込）に応じ次に定める者
    - ア 予定価格が1億5千万円以上である場合は、対象工事と同種・同規模の工事の元請けとしての施工実績を有する者。（原則として直近10年以内の実績とする。共同企業体の構成員としての実績の場合にあつては、出資比率が20%以上の実績とする。ただし、予定価格3億円以上の場合にあつては、出資比率60%以上とする。）
    - イ 予定価格が1億5千万円未満である場合は、対象工事の内容に応じ、管理者が特に必要と認めるときは、別に定める施工実績を有する者
  - (9) 対象工事に必要な技術者の資格を有する者を配置できる者。ただし、予定価格（税込）が1億5千万円以上であるときは、対象工事に必要な監理技術者の資格及び経験（原則として直近10年以内の経験とする。）を有する者を専任で配置できる者

- (10) 前各号に掲げるもののほか、対象となる工事ごとに管理者が特に必要と認めて定める要件を満たしていると認められる者
- 2 特定建設工事共同企業体に工事を発注する場合は、共同企業体の構成員に必要な入札参加資格を別途設定します。

## II 入札参加の申請手続きについて

入札に参加しようとする者は、電子入札システム又は持参によって、条件付一般競争入札参加希望書（様式第3号）及び誓約書（様式第4号）を入札公告文に定める期間中に提出しなければなりません。

## III 入札参加資格の審査及び結果通知について

- 1 提出された申請書類の内容及び資格条件等について審査し、入札参加資格の有無を決定します。
- 2 その結果を条件付一般競争入札参加資格審査結果通知書（様式第7号）により、電子入札システムやFAX等によって申請者に通知します。  
ただし、条件付一般競争入札参加資格審査結果の通知を発送した日から入札日までの間に入札参加資格を喪失したことが判明した場合は、審査結果通知を取り消す旨を申請者に通知します。
- 3 前項の規定により入札参加資格なしとの通知を受けた者は、その通知を受けた日から3日以内に管理者に対して、当該通知書に付された理由についての説明を求めることができます。
- 4 入札参加資格を認められた後に当該入札を辞退する場合は、電子入札システムにより辞退手続きをするか、開札以前に入札辞退届を管理課に提出しなければなりません。

## IV 設計図書の閲覧等について

対象工事の設計図書は、三原市水道部ホームページで確認することができます。

## V 入札の執行について

- 1 入札保証金  
条件付一般競争入札に係る入札保証金は、免除します。
- 2 予定価格  
対象工事の予定価格は公告の中に記載し、事前に公表します。
- 3 最低制限価格  
建設工事の入札においては、最低制限価格を設定しています。  
最低制限価格は、次の手順により設定します。
  - (1) 基準価格の算出  
$$\text{基準価格} = (\text{直接工事費} \times 9.7 / 10 + \text{共通仮設費} \times 9 / 10 + \text{現場管理費} \times 9 / 10 + \text{一般管理費等} \times 5.5 / 10)$$
  - (2) 最低制限価格の決定  
$$\text{最低制限価格} = \text{基準価格} \times (1 + A) \quad (\ast 1)$$

※1 Aは1/1000, 2/1000, 3/1000, 4/1000, 5/1,000のうちいずれかで、無作為・電子的に決定します。

ア 予定価格（税抜）の75%以上92%以下の額で決定します。

(算出した最低制限価格が75%に満たない場合は75%とし、92%を超える場合は92%とします。ただし、千円未満の端数は切り捨てます。)

イ 基準価格の算定式は事前公表、最低制限価格は事後公表とします。

ウ 予定価格(税抜)を超えた入札、及び最低制限価格を下回った入札は、無効となります。(V-6参照)

#### 4 低入札価格調査制度

「三原市水道部低入札価格調査制度実施要領」の対象とする入札は、予定価格(税込)5千万円以上の設備工事の入札のみ(例：ポンプ設備の受注生産工事等)です。

(対象工事の種類)

電気工事、管工事、鋼構造物工事、機械器具設置工事、電気通信工事

※これら以外の工事は、全て最低制限価格制度を適用します。

本制度の内容は、別途掲載します。また、対象案件の公告の際に必要な事項を記載します。

#### 5 工事費内訳書

入札案件において工事費内訳書の提出を求める場合は、あらかじめ入札公告において、その旨を明らかにします。

#### 6 入札の無効

(1) 公告に定める入札に参加する者に必要な資格のない者が入札を行ったとき

(2) 入札書が所定の日時までに所定の場所に到達しなかったとき

(3) 入札者が2以上の入札をしたとき

(4) 他人の代理を兼ね、又は2人以上を代理して入札したとき

(5) 予定価格を超える金額で入札したとき

(6) 最低制限価格未満の金額で入札したとき

(7) 記名押印をしないで入札したとき(書面の入札の場合)

(8) 金額を訂正して入札したとき(書面の入札の場合)

(9) 必要な記載事項を確認できない入札をしたとき(書面の入札の場合)

(10) 入札に際して不正の行為があったとき

(11) その他入札に関する条件に違反したとき

#### 7 入札の中止等

入札参加者を決定した後に、資格者に連合その他不穏な行動、又はその疑いがある場合において、入札を公正に執行できないと認められるときは、当該資格者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは中止します。

#### 8 落札者の決定

(1) 最低制限価格入札において、落札者は、地方自治法施行令第167条の10第2項(最低制限価格の設定)により決定します。

(2) 低入札価格調査制度においては、地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条第3項ただし書の規定により、最低の価格をもって申込みをした者を直ちに落札者とせず、地方自治法施行令第167条の10第1項の規定により落札者を定める必要があると認めるときは、別に定めるところにより調査のうえ落札者を決定するものとします。

(3) 総合評価方式の対象工事においては、地方自治法施行令第167条の10の2第2項の規定により、入札金額に加え、金額以外の評価点等を併せて総合評価し、落札者を決定します。

## VI 契約の締結について

### 1 契約保証金

- (1) 設計金額が5百万円以上の工事は、契約保証金を必要とします。(請負代金額の10分の1以上)
- (2) 免除の工事であっても、過去2年間に三原市水道部発注工事の施工を2回以上誠実に履行した実績のない者は、契約保証金を必要とします。
- (3) 有価証券の提供又は金融機関若しくは保証事業会社の保証をもって、契約保証金の納付に代えることができます。(金融機関の保証を選択する場合は、保証債務履行請求期限を保証期間経過後6か月以上確保してください。)
- (4) 公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金を免除します。

### 2 契約の締結

落札者が契約を締結する期間は、落札決定通知をした日から5日以内とします。

### 3 前払金

請負代金額が130万円以上の工事の場合、請負代金額の10分の4以内を前払金として請求することができます。ただし、公共工事の前払金保証事業に関する法律第2条第1項に規定する工事が対象です。